

『ハラ・トレンドィ クラブ』加入規定

1. このクラブは独身者の結婚相談や（要予約、別室で対応）、出会いの場の提供など、婚活支援をするために原村が設置した組織であり、民間結婚サポート事業とは異なります。

2. 登録対象者

原則、村内に在住・在勤する 18 歳以上の独身者です。ただし、村外者でも結婚後、村内に住む意思のある方も対象とします。

3. 登録の方法

(1) 登録に必要なもの

- ①本人の写真（電子データでも可）3ヶ月以内に撮影された L 版
- ②本人確認できるもの・・・運転免許証、パスポート等のコピー
- ③入会申込書・・・本人が記載
- ④健康保険証・・・コピー
- ⑤独身であることを証明できるもの・・・独身証明書又は戸籍抄本・謄本の原本

(2) 登録手続き

- ①上記（1）を役場へ持参（要予約とし別室で対応）するか郵送（メール申請も可）

(3) 登録の有効期限

登録の有効期限は登録日から **2年間**です。ただし、結婚が決まった方、脱退を申し出た方、マナー違反をした場合は、抹消された時点までとなります。

(4) 入会金

入会費用・年会費無料（ただし、イベント等に関する費用は実費）

4. 検索（プロフィール閲覧）から出会いまで

(1) 会員は、他会員のプロフィール（氏名、住所、電話番号等の個人情報を除く）の閲覧ができます。

(2) 相談員を紹介します。

(3) お見合い希望があった場合は、その旨を連絡します。

(4) 会う意思がある場合は、必ず事務局を経由してからの交際開始となります。

(5) 交際を終結したい場合は、相手にはっきり断ってから事務局にご連絡ください。

(6) 別途、同意された場合は、富士見町及び山梨県北杜市の結婚相談所と情報を共有します。

5. 登録の抹消、脱退について

(1) クラブを脱退したい場合は、その旨を事務局にご連絡ください。

(2) 次に掲げる行為が認められた場合は、抹消させていただきます。

- ①入会申込書に虚偽の記載があった場合
- ②事務局の指示に従わなかった場合
- ③倫理、マナーに違反した場合
- ④その他、サポートセンターやクラブ運営に重大な支障をきたす恐れがあった場合

※ストーカー行為など不適切な行為があった場合は、ただちに警察へ通報する措置をとります。